

組合長あいさつ

代表理事組合長

市川 平治



烏川流域森林組合二十周年記念「森だより第二十号」の発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

冒頭に記したとおり、本組合は平成十三年の発足以来、二十周年の節目を迎えました。

その間、組合の歩みを暖かく支えて下さった歴代の役職員、組合員の皆様、そして、関係者各位のご理解ご協力に対して心から感謝申し上げます。

このように、記念すべき「第二十回通常総代会」ですが、コロナ禍の影響により昨年と同じく規模縮小の上、書面議決にご協力頂く形での開催を余儀なくされたことは残念に思います。

総代会の内容については、別項目で詳しくご報告申し上げますが、令和二年度の事業収益は、対前年度比109%の増加、金

額にして一千万円余の増収となりました。

また、部門毎の事業展開も関係各位のご協力によって、順調に進めることが出来ました。重ねて感謝申し上げます。

さて、ここで二十周年に因んで、森林組合の歴史を紐解いてみたいと思います。

森林組合制度そのものが発足したのは、明治四十年の森林法改正まで遡りますが、内容的には現在の森林組合制度とは多少異なるものでした。現在のような制度になったのは、昭和十四年の森林法改正からと考えて良いでしょう。

ご承知の通り、本組合は平成十三年に榛名町・倉渕・箕郷町・高崎市の四組合の合併で誕生しましたが、合併四組合の歴史を振り返ると、昭和の町村合併や関係法令の改正による再編はあるものの、基本的に昭和十六年〜二十年の間に設立されていることが分ります。

これは、昭和十四年の森林法改正の当時、国策によって、町村単位の森林組合設立が強力に推進されたことによるものでした。昭和二十四年までには、群馬県下で一〇二の森林組合が誕生しています。（※参考・令和三年現在では十五組合）

その後、林産物需給の構造的変化や、インフラ整備の進展により経済圏・生活圏が拡大した結果、森林組合の広域合併が志向されるようになり、平成四年には「群馬県森林組合合併構想」が策定されました。そして、平成十二年に「烏川地区森林組合広域合併推進協議会」が設立され、翌年の平成十三年に「烏川流域森林組合」として呱呱の声を挙げるようになります。

これは、間もなく動き始める「平成の市町村合併」の流れに先鞭をつけることに繋がったと言えるかも知れません。

また、古い話ですが森林組合と町村合併に関する事柄で、次のようなエピソードも記録に残したいと思います。

合併した四組合の内、倉渕だけが「村」を付けていないことにお気付きでしょうか？

実は、倉渕村は組合設立当時の昭和十六年には、碓氷郡烏渕村と群馬郡倉田村という、烏川を挟んだ異なる自治体でした。

前述のとおり、国県は町村単位での組合設立を推進しており、郡まで異なる両村には別々の組合を作るよう、何度も強力な指導があったそうです。

しかし、両村の関係者は敢えて行政枠を超えた、倉渕森林組

合を発足させました。

つまり、昭和三十年に倉渕村が誕生するより先に「倉渕」を名乗っていた訳です。

この事例は、林業という産業が、また、森林組合という組織の役割が、古来の地域性に密着したものであることを如実に示すものと言えると思います。

本組合は、榛名町・倉渕・箕郷町・高崎市の各組合が、それぞれの地域で積み重ねた歴史の歩みを尊重しつつ、新しい組織となったスケールメリットを最大限に発揮して、充実した組合運営に取り組んで参ります。

今後とも、関係各位の変わらぬご理解ご支援を宜しくお願い申し上げます。

第二十回

通常総代会開催

道の駅くらぶち小栗の里

多目的ホール

令和三年六月二十五日

総代会提出議案

○第一号議案

令和二度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案承認について